

令和7年度 ME-BYO BRAND 認定制度に関する募集要項

1 事業の趣旨

優れた未病関連の商品・サービスや県の政策課題（※）に対応する未病関連の商品・サービスを「ME-BYO BRAND」として県が認定することにより、未病産業の魅力を周知するとともに、産業化の牽引を図るものです。

<コンセプト>

- 県の開発した未病指標で見える化できる4領域（生活習慣、生活機能、メンタルヘルス・ストレス、認知機能）において、未病の見える化や介入等の社会的課題の解決に向けた、県民の意識・行動変容に繋がるもの
- 安全性、信頼性が担保されているもの（査読付き論文等による有効性の裏付けや、実証事業等による有効性の検証を実施していること）

※令和7年度 ME-BYO BRAND 募集における政策課題への対応

- 未病指標とパートナーを組めるもの（スマートフォンアプリ等を想定）
- フレイルや認知症の未病改善への介入に関するもの

2 応募資格

次のすべての要件を満たすもの

- (1) 未病産業研究会の会員（法人）であること（入会予定を含む）
- (2) 税金の滞納をしていないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと

3 応募対象となる商品・サービス

(1) 次のすべての要件を満たす未病関連商品・サービス

- ・ 生活習慣、生活機能、メンタルヘルス・ストレス、認知機能の領域において、未病の見える化若しくは未病の改善に資するもの、又は未病産業振興の基盤となり得るもの
- ・ 県民の意識・行動変容につながるもの
- ・ 既に市場化している又はおおむね一年以内に市場化が見込まれるもの
- ・ 安全性・信頼性が担保されているもの
- ・ 県が行うイベント等への出展や PR、販売状況調査、アンケート等にご協力いただけるもの

(2) 除外要件

- ア 直接摂取する商品（食品でないものも含む）
- イ 他の知的財産権を侵害しているものや法令等違反或いはそれに抵触の恐れのあるもの。

4 審査の観点

ME-BYO BRAND は、未病産業を牽引するとともに、未病の見える化と介入に寄与する商品・サービスを認定するため、県民の健康に貢献する信頼性（有効性）と併せて、県内共通の健康課題（認知症、フレイルなど）の解決を見据えた観点や、個人の未病改善の促進につながるものという観点（先進性・市場性・将来性）も重視しています。

(1) 有識者等による審査会での評価を経て、認定商品・サービスを決定します。

(2) 評価項目

各評価項目の視点を参考までに例示します。

① コンセプト適合性

- ・ 社会的課題の解決に資するインパクトを有するか。
- ・ 未病指標とパートナーを組める可能性があるか（スマートフォンアプリ等を想定）
- ・ フレイルや認知症の未病改善への介入に関するものであるか

② 信頼性

- ・ 査読付き論文等により、有効性の裏づけがなされているか。
- ・ 実証事業（神奈川 ME-BYO リビングラボなど）等により、有効性の検証を行っているか。

③ 先進性

- ・ これまで国内市場に存在していない新たな価値の提供が期待できるか。
- ・ 類似の商品と比較し、差別化されているか。
- ・ 知的財産権の取得（出願）若しくは保護が図られているか。

④ 市場性

- ・ 消費者や取引先に広く評価される等の市場開拓の可能性があるか。
- ・ 海外市場への展開の可能性があるか。

⑤ 将来性

- ・ 県民にとって、使いやすい・長く続けられるなど、有用性の観点で高い期待ができるか。
- ・ 将来的に、本商品やサービスが普及することで、個人の未病改善の促進につながることを期待できるか。

- (3) なお、審査は原則として提出書類により実施しますが、必要に応じて、電話・メール等でのヒアリングや、オンライン等での面談を依頼する場合があります。また、補足のための追加資料の提出をお願いする場合があります。

5 応募方法

申請の受付期間

令和7年10月20日（月）～ 同年11月26日（水）17時（必着）

(1) 提出書類（電子データ含む）

※ 申請書及び各添付書類をセットにしたもの（原則、両面印刷）を一組として、正本1組＋副本5組（合計6組）をご提出願います。

また、提出に際し、電子データの提出も併せてお願いします。

提出書類 ※必要な書類は限定して提出してください			提出方法
①	申請書（別紙1）	必須	以下の <u>両方の形式</u> で提出 ①紙書類（原則、両面印刷） ・郵送、宅配又は持参 ②電子データ ・全て PDF 形式等のデータにして電子メール又は CD-ROM 等で提出 <u>※電子化されていない資料についてもスキャナ等で電子化して提出すること</u>
②	有効性・安全性に関する論文等情報整理表（別紙2）	必須	
③	②に関する論文等の資料	必須	
④	財務諸表（直近の2年間分）	必須※	
⑤	会社案内	任意	
⑥	商品・サービスのパンフレット・カタログ等	任意	
⑦	知的財産権の取得に関する資料、商品・サービスをPRする補足資料等 ※別紙1で上記内容について記載した場合は提出必須	任意	

※④財務諸表を HP で公表している場合、申請書（別紙1）に URL を記載することで提出不要

(2) 提出時の宛先

※ 原則以下での提出となりますが、やむを得ない場合等は持参も受け付けます。

ア 郵送・宅配の宛先（書類、CD-ROM 等）

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室

未病連携グループ 梅原、畑

イ 電子データの宛先

hcnf.mebyo-ict@pref.kanagawa.lg.jp

6 認定によるメリット



- (1) 認定商品・サービス及びその広告に「ME-BYO BRAND ロゴ」及び商標「ME-BYO」を使用することができる。
- (2) 県や市町村が主催する未病産業関連のイベント等で、認定商品・サービスを PR することができる。
- (3) 県は、記者発表やホームページ等により、認定商品・サービスを積極的に PR する。
- (4) 未病指標と ME-BYO BRAND 商品・サービスの連携など、県の取組における連携を進める。
- (5) 認定商品・サービスの利用券等は、県に対する寄附金を支出する者への「返礼品」の対象として取り扱うことができる。

※「返礼品」については、平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号の内容を遵守し、ふるさと納税の趣旨を踏まえたものに限ります。また、別途申込みが必要です。

7 認定期間

認定期間は、認定日から起算して 5 年後に相当する日の属する県の会計年度末です。
認定企業が、認定期間満了後も引き続き認定を希望する場合には、別に定めま
す。

8 審査結果の通知

県から申請者に対し、令和 8 年 3 月頃に通知する予定です。また、認定証授与式は、
同年 4 月を予定しています。

9 販売状況等の報告について

認定を受けた企業には、年に 1 回程度、認定商品・サービスの販売等の状況を県に報
告していただきます。（県が別途通知します）

10 その他

(1) 変更申請

認定後に商品・サービスの内容に変更が生じた場合、変更の申請を行ってください。
変更の程度に応じ、再審査を行うこともありますのでご了承ください。

(2) 認定取消し

認定後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、認定の取消となりま
す。

ア 申請者が、「2 応募資格」を満たさないこととなった場合

イ 認定商品・サービスが「3 応募対象となる商品・サービス」の要件を満たさ
ないことが判明した場合

ウ 事業の継続が困難となった場合